

議案第15号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横濱純一

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

地方独立行政法人法の一部改正に伴う所要の改正を行う。

2 訓令案の概要

- (1) 引用している地方独立行政法人法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1～10 略</p> <p>11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第124条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類若しくは職を保有させたまま、他の職員の書類及び職を命ずる場合）鳥取県……にあわせて任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">職員の任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）の場合</p> <p>1～10 略</p> <p>11 併任（任命権者を異にする他の部局若しくは他の団体に所属する者をそのまま職員として任用する場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第91条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により派遣を受ける場合又は現に有する職員の種類若しくは職を保有させたまま、他の職員の書類及び職を命ずる場合）鳥取県……にあわせて任命する</p> <p>……勤務を命ずる</p> <p>……を命ずる</p>

12～48 略

49 派遣（地方自治法第252条の17（地方独立行政法人法第124条第4項において準用する場合を含む。）、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）

地方自治法第252条の17の規定（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）により(ア)……へ…年…月…日まで派遣する

派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の(イ)……を支給する（派遣の期間中、給与は支給

(ア) 派遣先とする。

○海外派遣条例又は公益的法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。

(イ) 支給する割合とする。

12～48 略

49 派遣（地方自治法第252条の17、地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「海外派遣条例」という。）第2条第1項若しくは鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定又は指導主事の派遣に関する協定により派遣する場合）

地方自治法第252条の17の規定（地方独立行政法人法第91条第4項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定・指導主事の派遣に関する協定）により(ア)……へ…年…月…日まで派遣する

派遣の期間中、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の(イ)……を支給する（派遣の期間中、給与は支給

(ア) 派遣先とする。

○海外派遣条例又は公益的法人等派遣条例の規定により派遣する場合に限る。

(イ) 支給する割合とする。

しない) 50～59 略 第2～第4 略	しない) 50～59 略 第2～第4 略
----------------------------	----------------------------

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。